

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
A棟ボイラー更新工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和元年5月13日	(株)大阪ガスファシリティーズ (代)木下立人 大阪市東成区中道1丁目4番2号森之宮スカイガーデンハウス4階	¥27,324,000 (消費税込み)	運用していた2基のボイラーの性能検査を受検したところ、1基が溶接部亀裂による検査不合格のため、随意契約による機器発注を行いました。	C棟建物保守管理会社
C4北病棟及びC5北病棟FCU更新工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和元年6月17日	(株)大阪ガスファシリティーズ (代)木下立人 大阪市東成区中道1丁目4番2号森之宮スカイガーデンハウス4階	¥2,124,306 (消費税込み)	C棟建物保守管理会社であり、予定価格が250万円をこえない工事であるため(日本赤十字社会計規則第36条第4項および同施行細則第35条第1項第1号、11号)。	C棟建物保守管理会社

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。